

6月定例会
令和3年6月18日
一般質問



古谷一夫 議員

公共施設等の適正管理の推進について

議員 過去に建設された公共施設が老朽化し、更新、修繕が必要となり、財政負担が年々増大していると認識している。平成28年に、公共施設の全体状況を把握し、中長期的視点で維持管理や更新、修繕に係る財政負担の軽減や平準化、長寿命化、転用などの最適化を図るため、公共施設等総合管理計画を策定されたが、本町の財政事情や人口推移の現況、さらには将来像をみたとき、町民の暮らしの安心をしっかりと確保した中、ある意味、身の丈に合った施設規模や機能を前提とした更新や修繕、加えて積極的な転用や統合、

一部には縮小や除去、廃止も含んだ計画の見直しと評価による適正管理が必要と考える。第6次清里町総合計画が策定された中、公共施設マネジメントの観点から、総合管理計画の評価や個別計画の調整につながる議論がどのようになされたのか。また、公共施設の中長期的な適正管理計画の見直しとフォローアップ、進行管理、加えて、個別施設の適正管理計画策定の現況はどのようになっているか。

町長 本町の公共施設は、建設後40年を経過の施設が20%を超え、10年後にはその率が40%に達すると見込まれ、今後、施設の老朽化に伴う、長寿命化に向けた大規模改修が必要と考えている。各施設は、長寿命化に向けた個別計画と合わせ、公共施設のマネジメントに関する基本的な考え方に基づき、総務課を中心に各課との連携のもと計画管理を行っている。また、日常的な公共施設の維持、保守業務は所管課が担っているが、更新整備などの総合調整を要する課題は、課長職で構成する課長会議などで事前調整を図り、総合管理計画の基本方針をもとに、効率的な維持管理に努めていきたい。現状の個別施設の管理計画の策定状況は、学校教育施設、公営住宅、一般廃棄物処理施設、道路橋梁の長寿命化計画

をはじめ、農業集落排水事業、簡易水道事業、焼酎事業において経営計画を有している。そのほか、社会教育施設や保健福祉施設、緑地公園についても、総合管理計画の類型別基本計画において、現状と課題、管理の基本方針が示されており、所管課を中心に経常的な維持管理を進めている。第6次総合計画策定時においても、公共施設の施設規模の見直しや改修整備の考え方について議論をいただき、施策の内容において集約をさせていただいた。今年度、10ヵ年計画の総合管理計画が中間年となるので、公会計制度との整合性を踏まえ、中間見直しに向けた作業を進めていく。

町長 本町のような小さな町では、負担のバランスは非常に難しい。維持管理に係る経費すべてを利用者負担で賄うとすれば、公共サービスの提供の理念に合致せず、利用しやすい料金設定を考えなければならぬ。全体的なマネジメントは、総合管理計画の中で改めて示されるので、しっかりと前向きに捉えていく。日常生活に欠かせない社会資本インフラの維持継続を第一に



情報共有の観点からも、明年度において中長期的な財政展望

望を明らかにする財政計画を策定していきたい。

公共料金及び使用料等の改定と見直しについて

議員 現在、簡易水道事業および農業集落排水事業において、令和6年度の公営事業法適用化に向け、年次計画で準備が進められていると理解している。国の要請に基づく取り組みであり、長期的な安定運営の観点では、一般論としては法適用化の目的は理解できるが、利用者である町民には、具体的なメリットが見えず、逆に、行政事務負担やシステム管理の経費のコストが増す可能性、さらには施設更新に伴う投資など、町民負担が大幅に増える懸念が生じている。法適用化に伴う一連の事務作業の中、現時点で両事業の使用料金の改定見直しをどのように捉えているか。過度な町民の負担が生じない方向性を探っていたきたい。

町長 簡易水道、農業集落排水事業の地方公営企業法適用

化は、ご質問のとおり、総務省から公営企業会計の適用のロードマップが示され、令和6年度までに公営企業会計に移行するように求められている。今後、法適用化に向け、公営企業法適用化基本計画に基づき、経営内容の全体的な見直しを行っていくことになるが、ご指摘のように法適用に伴う会計制度に移行することによるメリットは、経営の健全化や透明化の向上などがメインであり、利用者にとっては、直接的なサービスの向上に繋がらないため、法適用化に伴うことのみによる料金改定の見直しは、慎重に対応しなければならぬと考えている。見直しするにしても、町民に事業の経営戦略を理解してもらわなければならない。なるべく負担にならないような方向性の模索、近隣市町村の状況の把握も必要と考えている。

町長 使用料の全体見直しは、これまで、行政改革、自立計画、行財政改革、まち・ひと・しごと創生・総合戦略に基づき、使用料及び手数料の見直し作業を継続的に進めてきた。今後も、適宜見直しを進めるが、今年度は公共施設等総合管理計画の中間見直しの予定であり、公共施設のマネジメントに関する基本的な考え方を踏まえ、明年度以降に、公共施設などの利用者負担の全体的な改定・見直しの取り組みを進めていきたい。



町長 第6次総合計画、第2次まち・ひと・しごと創生総合戦略が策定され、また、新過疎法による過疎計画の策定も必要となり、具体的な施策や事業を示すことになるので、中長期的な視点が必要になる。

町長 簡易水道、農業集落排水事業の地方公営企業法適用

化は、ご質問のとおり、総務省から公営企業会計の適用のロードマップが示され、令和6年度までに公営企業会計に移行するように求められている。今後、法適用化に向け、公営企業法適用化基本計画に基づき、経営内容の全体的な見直しを行っていくことになるが、ご指摘のように法適用に伴う会計制度に移行することによるメリットは、経営の健全化や透明化の向上などがメインであり、利用者にとっては、直接的なサービスの向上に繋がらないため、法適用化に伴うことのみによる料金改定の見直しは、慎重に対応しなければならぬと考えている。見直しするにしても、町民に事業の経営戦略を理解してもらわなければならない。なるべく負担にならないような方向性の模索、近隣市町村の状況の把握も必要と考えている。

町長 使用料の全体見直しは、これまで、行政改革、自立計画、行財政改革、まち・ひと・しごと創生・総合戦略に基づき、使用料及び手数料の見直し作業を継続的に進めてきた。今後も、適宜見直しを進めるが、今年度は公共施設等総合管理計画の中間見直しの予定であり、公共施設のマネジメントに関する基本的な考え方を踏まえ、明年度以降に、公共施設などの利用者負担の全体的な改定・見直しの取り組みを進めていきたい。

議会日誌
今後の予定
【8月】
17日 総務文教常任委員会
産業福祉常任委員会

議会中継をご自宅などで見ることができます
議会では、インターネットによるライブ中継（生中継）と録画配信を行っています。傍聴に行けない方など、ご家庭のパソコン、スマートフォンなどでご覧いただけます。
[QR Code]